

女川原子力発電所における固体廃棄物貯蔵所の増設に係る
原子炉設置変更許可について

当社は、平成23年3月1日、女川原子力発電所における固体廃棄物貯蔵所^{*}の増設について、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、「女川原子力発電所 原子炉設置変更許可申請書（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）」を経済産業大臣に提出しておりました。

当社では、これまでも廃棄物の発生量低減に取り組むとともに、日本原燃株式会社六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターへ埋設可能な廃棄物を計画的に搬出してありますが、これまでの発生量の実績から、今後の固体廃棄物貯蔵所における廃棄物保管量の推移を評価した結果、平成25年度には保管容量に達する見込みであることから、固体廃棄物貯蔵所を増設することといたしました。

具体的には、200リットルドラム缶約30,000本相当の保管容量を有する既設固体廃棄物貯蔵所の隣に、保管容量約25,000本相当の施設を増設するものです。

（平成23年2月28日、3月1日お知らせ済み）

その後、当社では、東北地方太平洋沖地震や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策などを最優先課題として取り組んできたことから、平成23年11月29日に、着工時期を平成24年3月から平成24年7月に、竣工時期を平成25年9月から平成26年1月に変更する補正手続きを行ってまいりました。

本日、本申請について、経済産業大臣より許可をいただきましたのでお知らせいたします。

概要については、別紙のとおりです。

(主要経緯)

- 平成23年 2月28日 宮城県、女川町、ならびに石巻市に安全協定に基づく
事前協議申し入れ
- 平成23年 3月 1日 経済産業大臣に原子炉設置変更許可を申請
- 平成23年11月29日 工事計画の変更について申請書の補正手続き
- 平成23年12月 9日 経済産業省から原子力委員会、原子力安全委員会に
諮問
- 平成24年 3月 1日 原子力安全委員会が経済産業省に答申
- 平成24年 3月13日 原子力委員会が経済産業省に答申
- 平成24年 3月27日 経済産業大臣が原子炉設置変更許可

以 上

※固体廃棄物貯蔵所

女川原子力発電所敷地内にあり、女川発電所の定期検査などで発生する布、紙、
ゴム手袋、保温材などの廃棄物を詰めたドラム缶を保管する施設。

(別紙)

女川原子力発電所 原子炉設置変更許可申請（1号、2号及び3号原子炉施設の
変更）の概要